

岐阜市告示第96号

建築基準法による中間検査実施期間の延長について

建築基準法による中間検査の実施に関する告示(平成19年岐阜市告示第100号)の一部を次のように改正したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の11の規定により告示し、平成28年6月20日から適用する。

平成28年5月11日

岐阜市長 細江 茂光

第2項中「9年間」を「12年間」に改める。